平成２２年（フ）第３７１号
岐阜県瑞穂市別府772番地の１
破産者　有限会社大桂建設
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９５号
三重県津市久居東鷹跡町16番地１　メゾン夢102
破産者　朋友精巧こと　道坂　朋彦
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０８号
大津市梅林１丁目３番５号
破産者　有限会社ＪＲＥ
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５６号
京都市中京区御幸町通六角下る伊勢屋町346番地
破産者　株式会社総研キャピタル
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８４３号
和歌山県田辺市上万呂326番地の56
破産者　有限会社紀州梅万呂本舗
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２号
山口県周南市新町１丁目９番地
破産者　合同会社くすのき
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３３２号
愛媛県松山市北梅本町598番地
破産者　株式会社ウエルネスサポート
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
熊本県八代市錦町17番地の11
破産者　合資会社三美電化工事社
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２２１号
北九州市戸畑区沖台１丁目11番４号
破産者　有限会社イトウ
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５０号
秋田県能代市浅内字船沢73番地50
破産者　株式会社松岡銘板産業
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第９４１１号
大阪市住之江区南港中３丁目４番12―413号
破産者　ポート電子株式会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８２７号
大阪市北区堂島浜１丁目１番８号
破産者　アール・シー・エフ有限会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６２０号
大阪市中央区常盤町１丁目１―２トキワビル
破産者　モナーク繊維株式会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６５号
岡山市北区新屋敷町１丁目８番26―１号
破産者　片山　卓也
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１号
岡山県笠岡市有田942番地
破産者　有限会社高井工作所
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
徳島県板野郡北島町北村字鍋井61番地３
破産者　株式会社吉野建材
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３１７号
北九州市戸畑区牧山海岸３番30号
破産者　株式会社成本工業所
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第３３７号
静岡県浜松市北区新都田４丁目４番５号
破産者　彦坂機技株式会社
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
愛知県一宮市丹陽町五日市場字蟹江1414番地
破産者　一光産業有限会社
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１号
京都府綾部市下八田町峠田５番地の１
破産者　株式会社安田組
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第９２３号
岡山市中区倉田233番地９
破産者　有限会社野崎設備
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部